

構造設備の概要（県基準条例第5条第1号）個室を設け、熱気または蒸気等を使用する設備

項目	概要								適否	基準	
外部より見通しできない設備	脱衣室・浴室・便所その他入浴者が直接利用する場合										
各 個 室 概 要	個室数	室	①	②	③	④	⑤			個室の数は5室以上	
	出入口扉の窓		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		適当な位置に窓をつけ、内部を見通せ、扉には鍵をつけない。	
	換気	有効面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		外気に面した開閉のできる窓またはこれに代わる換気装置
		換気面積		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	採光	有効面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	照明			w ヶ	w ヶ	w ヶ	w ヶ	w ヶ	w ヶ		床面において150LX以上 廊下は75LX以上
	天井の高さ			m	m	m	m	m	m		
	個室の面積			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		個室の面積は9.9m <sup>2</sup> 以上
	給湯給水	バルブ		ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	コックまたはシャワーを設ける。 温水・冷水は十分に補給 浴槽水は、適温維持 給水栓の間隔0.7m以上 湯および水を十分に供給する。
		シャワー		ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	
飲料水設備	カラン		ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	脱衣室または浴室内に飲料水を供給する設備を1ヶ所以上設け飲料水である旨表示	
	表示		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
便所	構造	汲取・水洗		筒数	男				ヶ	入浴者用便所は男女別に設ける。 流水式手洗い設置。 150LX以上。	
		手洗い	有・無		女						ヶ
防湿 (材質等)	洗場の床				排水溝・下水溝						浴室は水滴の落下を防ぐ構造または設備にする。 洗場の床、浴槽・浴室の内壁で床から1mまでの部分、排水溝、下水溝、下水だめは耐水性材料。
	浴槽				浴場内壁						
保管設備	衣類入れ	男	ヶ			下足入	男	ヶ			脱衣室には衣類入れ、入口には履物入れ 下足場300Lx以上
		女	ヶ				女	ヶ			
汚水処理	1. 洗場の傾斜		有・無								汚水が停滞しないように傾斜をつけ、ふたをする。
	2. 排水溝のふた		有・無								
	3. 下水溝のふた		有・無								
その他	脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場合は、常に清潔に保ち、毎月1回以上消毒（ねずみ、昆虫の駆除を含む）することとし、脱衣室には、畳むしろその他これに類する敷物を敷かないこと。										
風紀の基準	従業者に風紀を乱すおそれのある服装、行為をさせないこと。 入浴者に風紀を乱したおそれのある行為をさせないこと。 個室には、同時に2人以上の入浴者を入浴させないこと。 風紀を乱すおそれのある文章、絵画、写真、物品をおかないこと。										